

# 新型コロナウイルス対策に関する FAQ【研究活動編】

2020/04/20

2020/04/22 改訂

## Q1. 教員の活動制限（研究活動）についての考え方

「岡山大学の活動制限指針」（以下「指針」という）が公表された4月17日現在の教育・研究活動（教員が守るべき行動規範）の指針レベルは「3 制限-大」となっています。

ここでは、コロナウイルス対策に直接かかわる研究以外は原則禁止としており、新たな研究を行わないとされています。（一つ目の○参照）。

そして、研究の必要上どうしても研究室に立ち入るのは、部局長が必要と判断し、許可した場合に限られます。

部局長の判断に関しては、現在、政府の緊急事態宣言が全国指定となり、都道府県ごとに要請または指示の権限を持つ知事が、**隣県では、大学を含め休業要請が発せられている**こと、現在の状況が他県に比べてそう深刻でないから大丈夫と根拠なく判断するのではなく、COVID の症状が顕在化するとされる**2週間後の被害状況を想定・予測して、クラスターが学内に発生する最悪の状況を考える**など、**総合的に決断・決心**していただく必要があります。

**政府が8割の活動自粛を求めているのは、そのように国民の皆様が行動変容を起こさないと、自粛期限としている約1か月後の5月6日に感染の鎮静化ができなくなり、全国的な医療崩壊につながる**からです。

なお、どうしても災害時などの有事には、正常性バイアスがはたらいて、判断がにぶる、誤るのが人の行動の常です。

正常性バイアスというのは、予期しない事態に対峙した際、「ありえない」、「考えたくない」という心理状況に陥りやすい**人間の特性**です。**災害時**などの非常時に正常性バイアスがはたらくと、**本来であれば「危険な状態」と判断すべきことを「たいした問題ではない」と誤認**してしまいます。

（次ページの「正常性バイアス」参照）

## 正常性バイアス

- 予期しない事態に対峙した際、「ありえない」、「考えたくない」という心理状況に陥りやすい**人間の特性**
- 「正常性の偏見」と呼ばれる心理学用語の一つ

**災害時**などの非常時に正常性バイアスがはたらくと、**本来であれば「危険な状態」と判断すべきことを「たいした問題ではない」と誤認**するおそれがある

### 《東日本大震災の事例》

#### × 宮城県石巻市大川小学校の悲劇（前述）

- ◆ 「逃げる」ことよりも「点呼」を優先。
- ◆ その後の逃げ場所をあらかじめ決めていなかった。→地域の長老の言葉「津波は来ない」に思考停止

#### ○ 岩手県釜石市の奇跡 = 小中学生の生存率 99.8%

- ◆ 「津波てんでんこ」に代表される**伝承されてきた防災意識 + 防災教育の充実**
- ◆ 「点呼」よりも「逃げる」ことを優先。
- ◆ 教職員、児童生徒が進んで**声かけや避難活動を開始した。**
- ◆ 周囲に「今は避難する必要があるくらい危険な状態だ」と強く訴えることで、周囲の全員が危機意識をもって避難行動につながった。



このことを認識していただき、ニュース報道などで現在の感染状況を把握するだけでなく、**2週間後、自分の研究室のメンバーがクラスター源になって長期間研究室に立ち入りできないような事態にならないように**、研究室のマネジメントをお考えください。くれぐれも「自分は大丈夫だから」と思わないでください。

（以下の「災害への心がまえ」参照）

## 災害への心がまえ

### 生命・身の安全を守る！！

- 災害は「まさか」ではなく、  
**「いつか」**起きるものと認識せよ！  
– 「まさかこんなことになるとは思わなかった」と後悔しない
- **「自分は大丈夫」とは思わない！**  
– 人は目の前に危険が迫っていても、  
**「たいしたことはない、大丈夫だ」と根拠のない自信で、都合よく考えてしまう傾向にある**

1

## Q2. 研究スタッフの定義

指針では、通常研究室で研究活動を行う人員として、**学部学生、大学院学生、研究員、研究スタッフ**を想定しています。

具体的には、**研究員**は、本学の制度上、

**雇用関係にある研究員**→①給与支給される者（＝**非常勤研究員**が該当）、②給与支給されない者（＝**外国人客員研究員**）

と、

**部局が独自の取り扱い**で研究員の身分を与えている者（＝**客員研究員**）

に分かれますが、指針上の研究員はこれらすべてを含むものとして整理しています。

**研究スタッフは、上記以外の教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員、事務補佐員等**を指します。なお、いわゆるポスドクは、助教あるいは上記の非常勤研究員のいずれかで定義されます。

## Q3. 研究スタッフの指針の適用関係

指針はすべての大学構成員（学生、役員、教員、職員）を適用対象としていますので、**研究室に立ち入る関係者はすべて指針の適用対象**に当たります。

## Q4. 業務を与えられている大学院生の取り扱いについて

大学院生でありながら、**診療業務や研究支援業務（RAによる雇用など）をエフォート上相当程度担う者**で、各部局における重要研究業務に位置付けられる、指針のレベル「3 制限-大」の（3）で例示する業務を行う者は、「**研究スタッフ**」として**必要最小限の業務をおこなうことができます**。

なお、その際、**重要研究業務の業務レベルや内容**については、**リスクアセスメント**と **BIA（業務インパクト分析：Business Impact Analysis）**を行ったうえで、あらかじめ決めておくことを業務継続（BCP）上の観点からお願いします。

## Q5. 日本学術振興会の特別研究員の研究スタッフ組み入れについて

制度上、特別研究員は日本学術振興会と雇用契約を結んで、本学の身分を持たないで事実上研究スタッフとして活動している実情が部局によってあると思われま

現在、大学本部において、**特別研究員の本学における身分上の取り扱いについて検討中**とかがっています。

上記の身分的特性がある特別研究員ではあるものの、現在のような有事に人員不足を補う緊急避難的な対応として、彼らを研究スタッフとして活用したいとお考えは理解できます。このような事例をお持ちでお困りの方は大学本部にご相談いただければと思います。

## Q6. 新型コロナウイルス対策における研究活動のチェックリスト

指針と本 FAQ の内容との関係をわかりやすく整理してほしいとのリクエストをいただきました。**別紙「新型コロナウイルス（COVID-19）対策における研究活動チェックリスト」**として作成しましたので、部局長の皆様